

## 国連 小農と農村で働く人びとの権利に関する宣言（案）

<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/051/60/PDF/G1705160.pdf?OpenElement>  
A/HRC/WG.15/4/2（国連総会提出）

〔宣言の構成〕

前文

第一条 小農と農村で働く人びとの定義

第二条 締約国の一般的義務

第三条 平等および差別の禁止

第四条 小農女性と農村で働く女性の権利

第五条 天然資源に対する権利と開発の権利

第六条 生命、自由、安全の権利

第七条 移動の自由

第八条 思想、言論、表現の自由

第九条 結社の自由

第十条 参加の権利

第十一条 生産、販売、流通に関わる情報の権利

第十二条 司法へのアクセス

第十三条 働く権利

第十四条 職場での安全および健康の権利

第十五条 食への権利と食の主権

第十六条 デューセントな（十分な・まともな）所得と暮らし、生産手段の権利

第十七条 土地と他の天然資源に対する権利

第十八条 安全かつ汚染されていない健康に良い環境への権利

第十九条 種子の権利

第二十条 生物多様性の権利

第二十一条 水と衛生の権利

第二十二条 社会保障の権利

第二十三条 健康の権利

第二十四条 適切な住居の権利

第二十五条 教育と研修の権利

第二十六条 文化的権利と伝統的知識

第二十七条 国連と他の国際機関の責任

## 作業部会の議長兼報告者が提案した小農と農村で働く人びとの権利についての宣言 (案)

国連人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約、市民的および政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約〔女性差別撤廃条約〕、発展の権利に関する宣言、すべての移住労働者およびその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約、児童の権利に関する条約〔子どもの権利条約〕および、普遍的または地域レベルで採択された他の関係する国際条約に明記される原則の実現の促進を希望しつつ、

すべての人権は、普遍的かつ不可分、関連し合い、依拠し合い、相互に補完し合い、同じ土台の上で、等しく重視されつつ、公平かつ公正に扱わなければならないことを確認し、一範疇の権利の促進と保護によって、他の権利の促進と保護を締約国が免れてはならないことを想起し、

小農と農村で働く人びとと、これらの人びとに属し、彼らが暮らしのために依拠する土地、水、自然資源、領域との間の特別な関係および関わり合いを認識し、

世界のあらゆる地域の小農と農村で働く人びとによる、世界の食と農業生産の基盤を構成する過去、現在、未来の開発/発展と生物多様性の保全・改善に対する貢献、そして持続可能な開発のための2030アジェンダを含む国際的に合意された開発目標を達成するのに不可欠である食の主権の確保における貢献を認識し、

小農と農村で働く人びとが貧困と栄養不足に著しく陥っていることを懸念し、

また、小農と農村で働く人びとが環境破壊と気候変動がもたらす被害を受けていることを懸念し、

農村生活におけるインセンティブの欠如や重労働を理由に、世界で小農の高齢化が進み、ますます多くの若者が農業に背を向けていることを懸念し、とりわけ農村の若者に対して、農村における経済の多様化と、農場労働以外の機会の創出の必要を認識しつつ、

ますます多くの小農と農村で働く人びとが毎年、強制的に退去、立ち退きを強いられていることに危機感を感じつつ、

小農女性と他の農村女性が、経済の非貨幣部門における労働を通じてのものを含め、彼女らが、家族が経済的に生きのびるために重要な役割を果たしながら、借地権や土地の所有・利用権、土地、生産資源、金融サービス、情報、雇用、社会的保護への平等なアクセスをしばしば拒まれ、さらには、頻繁に様々な形態や表現による暴力の犠牲となっていることを強調し、

いくつかの要因により、小農および農村で働く人びと、小規模漁民、漁業労働者、牧畜民、林業従事者、その他の地元コミュニティの声が反映され、人権および土地の所有・利用権が擁護され、それが依拠する自然資源の持続可能な利用が確保されることが困難になっていることを強調し、

土地、水、種子、その他の自然資源へのアクセスが、農村の人びとにとってますます困難になっていることを認識し、生産資源へのアクセスの改善と適切な農村開発への投資の重要性を強調しつつ、

小農や農村で働く人びとが、生態系が自然のプロセスとサイクルを通じて適応し再生するエコシステムの生物学的かつ自然的な能力を含む母なる地球と調和するとともに、それを支援する農業生産の持続可能な実践を促進し担うという努力が支援されるべきであることを確信し、

農業、漁業およびその他の活動の労働者の多くに与えられる、生活賃金および社会的保護をしばしば欠く、有害で搾取的な条件を考慮し、

土地や自然資源の問題に取り組む人びとの人権を促進し擁護する個人、団体、機関が、様々な形態の脅迫や身体的一体性への侵害（暴力）を受けるリスクが高いことを懸念し、

小農や農村で働く人びとが、暴力、虐待、搾取から直ちに救済や保護を求めることができないほど裁判所、警察官、検察官、弁護士へのアクセスが困難となっていることに注目し、

食料に関する投機を懸念し、人権の享受を損なうフードシステムの寡占や不均衡な流通が増していることを受けて、

人びとの食の主権への権利を保証するためには、この宣言で認められている諸権利を尊重し、擁護し、促進することが不可欠であることを認識し、

先住民族の権利に関する国連宣言を踏まえ、小農および農村部で働く者を含むすべての先住民族が、自らの内部的ならびに地元の事柄に関する自己決定権を有することを確認する一方、当該宣言のいずれの記述も、国家、人びと、団体、または個人に対して、国連憲章に反するいかなる行為を行う権利を暗示するものではなく、また主権国家および独立国家の領土保全または政治的統一を全面あるいは部分的に解体または損なうことを許可するものでも促すものでもないことを強調し、

開発/発展の権利が、すべての個人とすべての人びとにとって、譲渡不可能な人権の一部を成し、これらの人びとが、人権に関わるすべての権利と基本的自由が完全に具現化される経済的、社会的、文化的、政治的な発展（のプロセス）に参加し、貢献し、それを享受することができる権利を有することを再確認し、

これらの人びとが、人権に関する二つの国際規約に関連する条項の対象者であり、自然が自身にもたらすウェルネスと資源のすべてに関する、十分かつ完全な主権を行使する権利を有していることを想起し、

また、労働保護と適切な労働に関する国際労働機関（ILO）の規約と勧告の広範なる体制（body）を想起し、

食への権利、土地の権利、自然資源へのアクセス、その他の小農の権利に関する国連食糧農業機構（FAO）による広範なる取り組み、特に「食料と農業に関する植物遺伝資源に関する国際条約」、ならびに、ナショナルな食料安全保障の文脈における、「土地、森林、漁場の権利の責任あるガバナンスに関するボランティアガイドライン」、食料安全保障と貧困撲滅の文脈における、「持続可能な小規模漁業を確保するためのボランティアガイドライン」、「食料および農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」、ナショナルな食料安全保障の文脈における、「適切な食料への権利の漸進的な実現を支援するためのボランティアガイドライン」を想起し、

「農地改革と農村開発に関する世界会議」とそれによって採択された「小農憲章」の結果を踏まえ、農地改革と農村開発のための適切な国家戦略の策定の必要性と国家開発戦略全体への統合が強調されたことを想起し、

小農と農村で働く人びとの人権をより一層保護し、この問題に関する既存の国際人権規範と基準の一貫した解釈と適用を行う必要性を確信し、

小農と農村で働く人びとの権利について、次の宣言を厳粛に採択する。

## 第一条 小農と農村で働く人びとの定義

1. 本宣言において、小農とは、自給のためもしくは販売のため、またはその両方のため、一人もしくは他の人びととともに、またはコミュニティとして、小規模農業生産を行なっているか、行うことを目指している人で、家族および世帯内の労働力ならびに貨幣で支払を受けない他の労働力に対して、それだけにというわけではないが、大幅に依拠し、土地に対して特別な依拠、結びつきを持った人を指す。
2. 本宣言は、伝統的または小規模な農業、畜産、牧畜、漁業、林業、狩猟、採取、また農業と関わる工芸品作り、農村地域の関連職業につくあらゆる人物に適用される。
3. 本宣言は、農地および、移動放牧および遊牧社会で働く先住民族、土地のない人びとも適用される。
4. 本宣言は、その法的地位にかかわらず、養殖産業の養殖場や農業関連企業のプランテーションで働く労働者、移住労働者、季節労働者にも適用される。

## 第二条 締約国の一般的義務

1. 締約国は、小農と農村で働く人びとの権利を、その領域および領域外において、尊重、保護、実現しなければならない。直ちには保障できない本宣言の権利の完全実現を漸進的に達成するため、締約国は、法的、行政的および他の適切な措置を迅速にとらなければならない。
2. 高齢者や女性、青年、子ども、障害者を含め、小農と農村で働く人びとの権利および特別な必要に関する本宣言の実施に関して、特別な注意を払わなければならない。
3. 小農と農村で働く人びとの権利に影響を及ぼす可能性がある法律、政策、国際条約、他の意思決定の採用、実施の前に、先住民族に関する特別な法律を無視することがないように、締約国は、小農と農村で働く人びとの自由意志に基づく、事前のインフォームド・コンセントを得るため、自らを代表する機関を通じて、誠意をもって、小農と農村で働く人びとと協議、協力しなければならない。
4. 締約国は、人権義務に一致するやり方で、貿易、投資、金融、税制、環境保護、開発協力、安全保障分野も含め、国際条約および基準を具体化、解釈、適用しなければならない。
5. 締約国は、民間の個人および組織ならびに多国籍企業や他の営利企業体など、非国家主体で規制や調整をする地位にある者が、小農と農村で働く人々の人権の享受を無効化したり侵害しないことを確実にするため、すべての必要な措置をとらなければならない。
6. 締約国は、本宣言の目的および目標の実現のための各国の努力を支援する国際協力の重要性を認識しつつ、この点に関して、適切な場合には、当該の国際機関、地域機関、市民社会、とりわけ、小農と農村で働く人びとの組織と協力して、適切かつ効果的な措置をとらなければならない。そのような措置には以下のものが含まれる。
  - a) 小農と農村で働く人びとを包摂し、人びとにとって利用可能で適切である、国際開発プログラムを含めた国際協力
  - b) 情報、経験、研修プログラム、最良の実践についての情報交換と共有を含め、能力構築の促進と支援
  - c) 研究および、科学・技術知識へのアクセスにおいて協力を促進

- d) 適切な場合には、特に途上国に対して、技術移転を通じて、技術・経済支援の提供、利用可能な技術へのアクセスとその共有を促進
- e) 極端な食料価格の変動と投機を抑制するため、世界規模で市場の運営の改善および、食料備蓄に関するものを含め、市場情報への時宜にかなったアクセスの促進

### 第三条 平等および差別の禁止

- 1. 小農と農村で働く人びとは、国連憲章、世界人権宣言、ならびに他の国際人権条約で定められたすべての人権と基本的自由を、個人においても集団においても十分享受する権利を保持し、その権利の行使は、人種、肌の色、出自、性別、言語、文化、婚姻歴、財産、障害、国籍、年齢、政治または他の事柄に関する言論、宗教、出生、経済、社会、その他に関する地位／身分等による、いかなる排除も受けない。
- 2. 締約国は、小農と農村で働く人びとに対する差別を引き起こす、あるいは永続させるような状況／事柄を除去する適切な措置をとらなければならない。

### 第四条 小農女性と農村で働く女性の権利

- 1. 締約国は、男女平等に基づき、小農女性と農村で働く女性が、あらゆる人権と基本的自由を十分かつ平等に享受し、農村の経済、社会、文化的開発を自由に追求し、それに参加し、そこから利益を得るように、これらの女性に対する差別を撤廃するすべての適切な措置をとらなければならない。
- 2. 締約国は、小農女性と農村で働く女性が差別を受けることなく、本宣言と、他の国際人権条約に定められたすべての人権、基本的自由を享受できるよう保証しなければならない。その中には以下の権利が含まれる。
  - a) 開発計画の作成と実施について、あらゆるレベルで意味ある参加をする権利
  - b) 家族計画についての情報、カウンセリング、サービスを含め、適切な医療施設にアクセスする権利
  - c) 社会保障制度から直接利益を得る権利
  - d) 機能的識字力に関する研修、教育を含め、公式、非公式を問わず、あらゆる種類の研修、教育を受ける権利、技術的熟練度を引き上げるため、あらゆるコミュニティサービスや農事相談事業から利益を得る権利
  - e) 雇用と自営活動を通じて経済機会への平等なアクセスを得るため、自助グループと協同組合を組織する権利
  - f) あらゆるコミュニティサービスに参加する権利
  - g) 農業信用取引、融資、販売施設、適切な技術にアクセスする権利、土地と天然資源に関わる平等な権利
  - h) 婚姻歴、土地保有制度の違いにかかわらず、土地と天然資源への平等なアクセス、利用、管理を行う権利、土地と農地改革、土地再定住計画において平等または優先的に扱われる権利
  - i) ディーセントな（まともな）雇用と、平等な報酬、手当を受け取る権利、収入創出のための活動に参加する権利
  - j) 暴力を受けない権利
  - k) 婚姻、家族関係に関して、法的にも実質的にも、平等かつ公正に扱われる権利

### 第五条 天然資源に対する権利と開発の権利

- 1. 小農と農村で働く人びとは、適切な生活条件を享受するのに求められる、自らの居住地域に存在する天然資源にアクセスし、利用する権利を有する。小農と農村で働く人びと

は、これらの天然資源の管理に参加し、開発の利益を享受し、居住地域の保全の権利を有する。

2. 小農と農村で働く人びとは、開発の権利を執行する上で優先事項と方針を決定および作成する権利を有する。
3. 締約国は、小農と農村で働く人びとが伝統的に保有、利用する天然資源のいかなる開発についても、以下事柄に基づいて認可されるように措置をとらなければならない。
  - a) 小農と農村で働く人びとが個人および集団として関与し、技術的な能力を持つ独立機関が正当に行う社会環境影響評価
  - b) 小農と農村で働く人びとの、自由な、事前のインフォームド・コンセントを得るための誠実な話し合い
  - c) 天然資源を開発する人びとと、小農と農村で働く人びとの間の、相互に合意した条件に基づき打ち立てられた、そのような開発の利益を共有するための手順

#### 第六条 生命、自由、安全の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、生命の権利、身体的および精神的インテグリティ〔不可侵性〕の権利、自由と安全の権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、恣意的な逮捕、拘束、拷問、他の残酷かつ、非人間的または下劣な待遇や処罰にさらされてはならず、奴隷にされたり、隷属状態に置かれてはならない。

#### 第七条 移動の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、いかなる場所においても、法の下において人として認められる権利を有する。
2. 締約国は、国際条約を履行することを含め、小農と農村で働く人びと、特に、越境者を含む、牧畜民、漁民、移住農業労働者および季節農業労働者の、移動の自由を促進する適切な措置をとらなければならない。
3. 締約国は、先住民族等、小農と農村で働く人びとに影響を及ぼしている、国境にまたがる土地所有・利用権の課題、そして国境をまたぐ牧畜民の放牧地や季節的移住のためのルート、小規模漁民の漁場に関わる同課題について、協力して対処しなければならない。

#### 第八条 思想、言論、表現の自由

1. 小農と農村で働く人びとは、思想、良心、宗教、言論、表現、および平和的集会の自由の権利を有し、要求、請願、結集を含む方法で、地元、地域、全国、国際レベルにおいて、意見表明する権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、人権および基本的自由の侵害に対して、平和的な活動に個人または集団で参加する権利を有する。
3. 締約国は、正当な行為や本宣言が述べる権利擁護の結果起きる、いかなる暴力、脅し、報復、法律上または事実上の差別、圧力、その他の恣意的な行為から、個人であっても他者との結社であっても、すべての人に対して所轄機関の保護を確実にする、必要な措置をとらなければならない。

#### 第九条 結社の自由

1. 小農と農村で働く人びとは、自らの利益を護るために自ら選択した団体、労働組合、協同組合、その他の団体や結社をつくる権利および参加する権利を有する。これらの団体は、自立的かつ自発的であり、すべての干渉、強制、抑圧から自由でなければならない。
2. 締約国は、小農と農村で働く人びとの協同組合や他の組織を支援する、適切な措置をとらなければならない。特に、人びとが合法的な活動を始動、発展、遂行する上での障害を除去する視点をもって、これらの組織とメンバーに対する立法上および行政上のいかなる差別の撤廃を含め、人びとが契約交渉において条件と価格の公正と安定を確保し、尊厳、ディーセントな（充足した）生活、および持続可能な暮らしへの権利を侵害されないよう、人びとの地位の強化を支援しなければならない。

## 第十条 参加の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、自らの生命、土地、暮らしに影響しうる政策、計画、および事業の組織立て、実施、評価への、活発で、自由で、効果的で、意味があり、見識ある、直接的あるいは所属団体を通じた参加の権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、食の安全、労働および環境基準を、民間または公的機関が遵守することおよびその監視への、直接的あるいは所属団体を通じた参加の権利を有する。
3. 締約国は、小農と農村で働く人びとに、自らの生命、土地、暮らしに影響を及ぼす意思決定のプロセスへの、直接的あるいは所属団体を通じた、意味と効果のある参加を保障するよう、適切な措置をとらなければならない。これには、小農と農村で働く人びとの、強固かつ独立した組織の設立と発展の促進も含まれる。

## 第十一条 生産、販売、流通に関わる情報の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、自らの生産物の生産、加工、販売、流通に影響を及ぼす恐れのある要素に関する情報を含め、情報を要求し、受け取り、整備し、開示、知らせる権利がある。
2. 締約国は、小農と農村で働く人びとが、自らの生命、土地、暮らしに影響を及ぼす恐れのある事柄において、意思決定への効果的参加を保証する文化的方法に合った言語、形式、手段を用い、透明かつ時宜にかなった、適切な情報にアクセスできるようにするため、適切な措置をとらなければならない。
3. 小農と農村で働く人びとは、地元、全国、国際レベルにおいて、自らの生産物の質を評価・認証する公平かつ公正な制度を持つとともに、多国籍企業が制定する認証制度を拒否する権利がある。

## 第十二条 司法へのアクセス

1. 小農と農村で働く人びとは、紛争解決のための公正かつ公平な手続きへのアクセス権と、同手続きによる迅速な判決への権利、すべての個別および集合的権利の侵害に対する有効な救済への権利を有する。判決は、基本的人権に適合し、小農と農村で働く人びとの慣習、伝統、規則、法制度に十分配慮したものでなければならない。
2. 締約国は、公平かつ適格な司法および行政機関を介して、時宜にかなった、当該関係者の言語による利用可能で有効な方法での紛争解決への、排他的でないアクセスを許可しなければならない。さらに、控訴、返還、弁償、補償および賠償への権利を含む、有効かつ迅速な救済を提供しなければならない。

3. 小農と農村で働く人びとは、法的補助を受ける権利を有する。締約国は、ややもすると、行政および司法サービスへのアクセスがない、小農と農村で働く人びとへの、追加措置を考慮しなければならない。
4. 締約国は、国の人権機関の任務と機能を、特に農村地域において、強化しなければならない。
5. 締約国は、小農と農村で働く人びとが土地と自然資源を収奪されること、人びとが生計の手段と健全性を剥奪されること、また、すべての形態による定住の強制や住民の立ち退き、同化の強制または統合を目的とした、もしくはその影響がある、すべての行為の防止と是正のための有効な手段を、小農と農村で働く人びとに提供しなければならない。

### 第十三条 働く権利

1. 小農と農村で働く人びとは、自らの生計をたてる方法を自由に選択する権利を含め、働く権利を有する。
2. 締約国は、小農と農村で働く人びととその家族の生計のため、適切な水準の報酬を提供する働く機会の備わった環境を、構築しなければならない。農村で高い水準の貧困に直面する国において、他の部門で雇用機会がない場合、締約国は、雇用創出に寄与できるよう十分に労働集約的な食料制度を構築・促進するため、適切な措置をとらなければならない。
3. 締約国は、小農の農業と小規模漁業の特別な性格を考慮し、農村地域で労働監督官の効果的な活動を保証するため、適切な資源を配置することによって、労働法の順守を監視しなければならない。
4. いかなる人に対しても、強制、奴隷労働を求めてはならない。締約国は、小農と農村で働く人びと、これらの人びとを代表する組織と協議、協力して、債務による女性、男性、子どもの束縛、季節・移住労働者を含む、漁民と漁業労働者の強制労働、経済的搾取から、こうした人びとを保護するため適切な措置をとらなければならない。

### 第十四条 職場での安全と健康の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、一時労働、季節労働、移住労働、また法的地位の如何にかかわらず、安全で衛生的な環境で働く権利、安全衛生の措置の適用と評価に参加する権利、安全衛生責任者を選ぶ権利および安全衛生委員会の委員を選ぶ権利、十分かつ適切な安全服および道具へのアクセスと安全衛生研修へのアクセスの権利、ハラスメントや暴力を受けず、安全衛生に関する差し迫った深刻なリスクがあると合理的に判断できる際に、労働により起こる危険を回避する権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、農薬と、農業および産業汚染物質を使用しない権利、これらにさらされない権利を有する。
3. 締約国は、上述の各権利を擁護するため、適切な措置をとらなければならない。国際労働機関（ILO）の適切な条約に従って、特に、政策の実行と、農業、農工業、漁業における職業上の安全と健康に関する国内法と条例の施行のため、責任機関を設け、各省庁を横断的にとりまとめる方法を構築し、是正措置と適切な罰則を規定し、農村における労働現場の十分かつ適切な検査システムの構築と支援をしなければならない。
4. 締約国は、以下を確実にするために、すべての必要な措置をとらなければならない。
  - (a) 適切な国内システム、または農業で使用される化学薬品の輸入、分類、梱包、ラベリング、禁止、制限に関する特定の基準構築を担当する所轄機関が承認する、他のシステムを確実にすること。
  - (b) 農業で使用される化学薬品の製造、輸入、調達、販売、移動、貯蔵、廃棄に関わる者は、国または承認された他の安全衛生基準に従い、適した公用語または国内の諸言語で、十

分かつ適切な情報を使用者に提供すること。また、要請に応じて、所轄機関へも情報を提供すること。

- (c) 化学薬品廃棄物、古くなった化学薬品、化学薬品の容器の安全な回収、再利用、廃棄に関する適切なシステムを確実にし、これらの目的外使用を回避させ、安全衛生および環境へのリスクの解消と最小化を図ること。
- (d) 農村で通常使用される化学薬品の健康と環境への影響に関して、また、化学薬品使用に代わる他の方法に関して、教育と普及啓発プログラムの開発および実施をすること。

## 第十五条 食への権利と食の主権

1. 小農と農村で働く人びとは、適切な食への権利と、飢餓を逃れる基本的な権利を有する。この中には、食料を生産する権利、最高の身体的・感情的・知的発育を享受する可能性を保証する適切な栄養を摂取する権利がある。
2. 小農と農村で働く人びとは、食の主権を有する。食の主権は、社会的に公正かつ生態に配慮した方法で生産された健康によい、文化的に適切な食に対する人びとの権利である。その中には、意思決定への参加の権利、自らの食と農業システムを決める権利が含まれる。
3. 締約国は、小農と農村で働く人びとと連携し、地元、全国、地域、国際レベルで、食の主権を促進し保護する公共政策、および他の農業、経済、社会、文化、開発政策との整合性を確保するメカニズムを作成しなければならない。
4. 締約国は、小農と農村で働く人びとが、持続可能かつ公正な方法で生産・消費され、文化的に受容できる十分かつ適切な食料に対して、物理的・経済的にアクセスする権利を常に享受できるようにするとともに、将来の世代による食へのアクセスを保障し、個人としても集団としても、彼らが物理的にも、精神的にも充実した、尊厳ある生活をおくれるようにしなければならない。
5. 締約国は、プライマリ・ヘルス・ケアの枠組みも含め、とりわけ、すぐに利用できる技術の適用、適切な栄養のある食の提供を通じ、女性が、妊娠および授乳期間に適切な栄養を確保できるようにすることによって、農村の子どもたちの栄養不良とたたかうため、適切な措置をとらなければならない。また、親や子どもたちをはじめ、社会のすべての構成員が十分な情報を提供され、栄養教育を受けることができ、子どもの栄養と母乳育児の長所に関する基本的知識の利用において支援を受けることができるようにしなければならない。

## 第十六条 ディーセントな（十分な・まともな）所得と暮らし、生産手段の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、自らと自らの家族のため、ディーセントな所得と暮らしを得る権利、生産用具、技術支援、融資、保険や他の金融サービスを含め、それらを実現するのに必要な生産手段を得る権利を有する。また、個人としても集団としても、農業、漁業、畜産を伝統的な方式で行い、地域社会を基盤とした市場を形成する権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、ディーセントな所得と暮らしを保証する価格で、地元、全国、地域の市場で生産物を販売するのに必要な運輸、加工、乾燥の手段や貯蔵施設を用いる権利を有する。
3. 締約国は、小農と農村で働く人びととその家族が適切な生活水準を達成できる価格で自らの生産物を販売するため、十分かつ公平な市場へのアクセスと参加を促進・保障する方法で、地元、全国、地域市場を強化・支援する適切な措置をとらなければならない。価格は、小農と農村で働く人びととその組織が参加する、公平かつ透明性のある手続きを通じて設定されなければならない。

4. 締約国は、自らの農村開発、農業、環境、貿易、投資政策とプログラムが、地元で生計をたてる選択肢の増加、環境持続可能な農業生産様式への移行に効果的に寄与できるようにするため、あらゆる措置をとらなければならない。締約国は、可能な場合は常に、アグロエコロジー・有機・持続可能な生産を活気づけ、農家から消費者への産直販売を促進しなければならない。
5. 締約国は、自然災害や、市場破綻など他の重大な混乱に対する小農の復元力を強化するため適切な措置をとらなければならない。

#### 第十七条 土地と他の天然資源に対する権利

1. 小農と農村に住む人びとは、個人としても集団としても、適切な生活水準を実現し、安全かつ平和で、尊厳のある暮らしを営む場所を確保し、自らの文化を育成するのに必要な土地、水域、沿岸海域、漁場、牧草地、森林を保有する権利を有する。
2. 締約国は、婚姻関係の変更、法的能力の欠如、経済的資源へのアクセスの欠如がもたらすものを含め、土地所有・利用権に関するあらゆる差別を撤廃・禁止しなければならない。特に、これらの権利を相続または遺贈する権利を含め、男女に対して平等に土地所有・利用権を保障しなければならない。
3. 締約国は、現在法律で保護されていない、慣習的土地所有・利用権を含め、土地の所有・利用権を法的に認知しなければならない。借地権を含め、あらゆる形の所有・利用権はすべての人に対して、強制立ち退きに対する法的保護を保証するものでなければならない。自然の共有地および、それと結びついた共同利用・管理制度を認知、保護しなければならない。
4. 小農と農村で働く人びとは、土地や常居所からの恣意的な立ち退きに対して保護される権利、または、日々の活動に使用し、適切な生活水準を享受するのに必要な天然資源を恣意的に剥奪されない権利を有する。締約国は、国際人権・人道法の基準に従って、立ち退きや剥奪に対する保護を、国際人権・人道法に則った国内法に盛り込まなければならない。締約国は、罰則措置や戦争の手段としてのものも含め、強制退去、住居の解体、農地の破壊、土地と天然資源の恣意的没収と収用を禁止しなければならない。
5. 小農と農村で働く人びとは、個人としても集団としても、恣意的または違法に奪われた土地に帰還する権利、自らの活動で用いられ、適切な生活水準の享受に必要な天然資源へのアクセスを回復する権利、帰還が不可能な場合には、公正・公平な補償を受ける権利を有する。締約国は、自然災害または武力紛争、あるいはその両方によって土地を追われた人びとに対して、土地やその他の天然資源へのアクセスを回復しなければならない。
6. 締約国は、特に、青年と土地のない人びとに対して、日々の活動で用いるとともに適切な生活水準の享受に必要な土地と他の天然資源への広範かつ公平なアクセスと、包摂的な農村開発を促進するため、再分配のための農地改革を実施しなければならない。再分配改革は、土地、漁場、森林への男女の平等なアクセスを保証し、土地の過剰な集中と支配の社会的機能を考慮し、それを制限しなければならない。公有の土地、漁場、森林の配分の際には、小農、小規模漁民、他の農村労働者を優先しなければならない。
7. 締約国は、アグロエコロジーを含め、生産に用いられ、適切な生活水準の享受に必要な土地および他の天然資源の保全と持続可能な利用のための措置をとるとともに、バイオキャパシティ〔環境収容力〕や他の自然の収容力およびサイクルの再生のための条件を保障しなければならない。

#### 第十八条 安全かつ汚染されていない健康に良い環境への権利

1. 小農と農村で働く人びとは、安全かつ汚染されていない、健康によい環境への権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、環境および土地または領域、資源の生産力を保全、保護する権利を有する。締約国は、この権利を保護し、差別することなく、小農と農村で働く人びとのため、その権利の完全な実現のため適切な措置をとらなければならない。
3. 締約国は、気候変動とたたかう国際的義務を順守しなければならない。小農と農村で働く人びとは、実践や伝統的知識を用いることなども含め、国および地元の気候変動適用・緩和政策の作成と実施に加わる権利を有する。
4. 締約国は、自由意志に基づく、事前のインフォームド・コンセントなしで、小農と農村で働く人びとの土地または領域に、有害物質を貯蔵または廃棄されることがないように効果的な措置をとるとともに、国境を超える環境破壊がもたらす、権利享受への脅威に対して協力して対処しなければならない。
5. 締約国は、小農と農村で働く人びとの権利の保護に直接、間接に寄与する環境法を実施することなどによって、非国家主体による有害な措置〔abuses〕からこれらの人びとを保護しなければならない。

#### 第十九条 種子の権利

1. 小農と農村で働く人びとは種子に対する権利を持ち、その中には以下の内容が含まれる。
  - a) 食料と農業のための植物遺伝資源に関わる伝統的知識を保護する権利
  - b) 食料と農業のための植物遺伝資源の利用から生じる、利益の受け取りに公平に参加する権利
  - c) 食料と農業のための植物遺伝資源の保護と持続可能な利用に関わる事柄について、決定に参加する権利
  - d) 自家採種の種苗を保存、利用、交換、販売する権利
2. 小農と農村で働く人びとは、自らの種子と伝統的知識を維持、管理、保護、育成する権利を有する。
3. 締約国は、種子の権利を尊重、保護、実施し、国内法において認めなければならない。
4. 締約国は、十分な質と量の種子が、播種を行う上で最も適切な時期に、手頃な価格で小農が利用できるようにしなければならない。
5. 締約国は、小農が自らの種子、または、自らが選択した地元で入手できる他の種子を利用するとともに、栽培を望む作物と種について決定する権利を認めなければならない。
6. 締約国は、小農の種子制度を支持し、小農の種子と農業生物多様性を促進しなければならない。
7. 締約国は、農業研究開発が、小農と農村で働く人びとの必要に対して向けられるようにしなければならない。締約国は、小農と農村で働く人びとが、研究開発の優先事項やその開始の決定に積極的に参加し、彼らの経験が考慮され、彼らの必要に応じ孤児作物や種子の研究開発への投資を増やすようにしなければならない。
8. 締約国は、種子政策、植物品種保護、他の知的財産法、認証制度、種子販売法が、小農の権利、特に、種子の権利を尊重し、小農の必要と現実を考慮するようにしなければならない。

#### 第二十条 生物多様性の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、個人および集団として、生物多様性と、農業、漁業、畜産を含む関連知識を保護、維持、持続可能な方法で利用、発展させる権利を有する。また、小農と農村で働く人びとの生存と農業生物多様性の更新が依拠する伝統的農業、遊牧、アグロエコロジー制度を維持する権利を有する。

2. 小農と農村で働く人びとは、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる自らと結びついた知識、イノベーション、慣行を保護する権利を有する。
3. 締約国は、生物多様性と遺伝資源の枯渇を防ぎ、それらの保全と持続可能な利用を保障し、小農と農村で働く人びとの関連する伝統的知識の保護と促進、これらの資源の利用から生じる利益の受け取りへの公平な参加のため、当該の国際条約の義務に則った適切な措置をとらなければならない。
4. 締約国は、遺伝子組み換え生物の開発、取引、輸送、利用、移動、リリースから生じる小農と農村で働く人びとの権利侵害のリスクを制御、防止、削減しなければならない。

## 第二十一条 水と衛生の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、生命の権利とすべての人権の完全な享受のために不可欠な、安全で清潔な飲み水と衛生の権利を有する。また、良質で、手頃な価格で、物理的にアクセス可能で、非差別的で、文化的小およびジェンダー条件上も受け入れ可能な水供給制度と処理施設の権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、農業、漁業、畜産に求められる水の権利および水に関わる生活上の他のことを安定させる権利を有する。小農と農村で働く人びとは、水と水管理制度に公平にアクセスする権利を持ち、水供給を恣意的に絶たれたり、汚染されたりしない権利を有している。
3. 締約国は、地元社会に根ざす慣習上の水管理制度におけるものも含め、公平な条件で、水へのアクセスを尊重、保護、確保するとともに、人びとの法的地位にかかわらず、特に遊牧民、プランテーション労働者、季節労働者、非正規、非公式に移住し暮らしている人びとなど、経済的に不利な立場に置かれたり脇に追いやられた人びとに対して、個人、国内、生産的利用のため手頃な価格の水と、処理施設の改善を保障しなければならない。
4. 締約国は、湿地帯、池、湖、川、小川などの天然水資源、流域、帯水層、地表水源を、過度の使用や、すぐにあるいは時間をかけて汚染をもたらす工場排水やミネラルおよび化学物質の集積など、有害物質による汚染から保護し、それらの再生を保障しなければならない。
5. 締約国は、小農と農村で働く人びとが水の権利を享受することを、第三者が侵害するのを防止しなければならない。締約国は、人びとのニーズのため、小規模食料生産のため、生態系への必要のため、文化的使用のための水利用を、その他の目的より優先しなければならない。

## 第二十二条 社会保障の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、社会保険を含む、社会保障の権利を有する。また、当該の国際および国内労働法に基づき制定されたすべての社会保障権を十分に享受する権利を有する。
2. 農村の移住労働者は、法的地位にかかわらず、社会保障に関して平等な待遇を受けなければならない。
3. 締約国は、社会保険を含め、小農と農村で働く人びとの社会保障の権利を認め、国内の状況に従って、基本的社会保障制度の保証からなる社会的保護の土台を構築・維持しなければならない。この基本的社会保障制度は、生涯にわたって、必要なすべての人びとが、国内において必要と定められる物品とサービスを効果的に利用できるようにする、基本的な医療、所得保障を受けることを最低限保証するものでなければならない。

4. 基本的社会保障制度の保証は、法律で定めなければならない。公平、透明、効果的かつ金銭的に利用可能な苦情処理および不服申し立て手続きが明記されなければならない。国内の法的枠組みにより適合したものにするための制度を導入しなければならない。

### 第二十三条 健康の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、達成可能な最高基準の身体的・精神的健康を享受する権利を有する。また、一切の差別なしに、すべての福祉・保健サービスへのアクセスの権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、伝統医学／伝統薬を使用し保護する権利、治療のための植物・動物・ミネラルへのアクセスと保全を含む、健康に関する実践を維持する権利を有する。
3. 締約国は非差別の基本に立ち、特に、不安定な状況にある人びとに対して、農村における保健施設・物品・サービスへのアクセスと、以下へのアクセスを保証しなければならない。必須医薬品、主な感染症予防接種、リプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）、コミュニティに影響を及ぼす重大な健康と保健衛生上の問題に関する予防・管理法を含む情報、母子ヘルスケア、健康の権利と人権に関する教育を含む保健職員研修。

### 第二十四条 適切な住居の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、適切な住居の権利を有する。平和にかつ尊厳のある暮らしを営むための住居とコミュニティが保証され、それが持続する権利を有する。
2. 小農と農村で働く人びとは、住居からの強制退去、ハラスメント、その他の脅威・脅迫から保護される権利を有する。
3. 締約国は、一時的にも永続的にも、小農と農村で働く人びとの意に反して、適切な法的または他の保護策へのアクセスを提供または実現せずに、人びとが利用・占有する住居および土地から引き離してはならない。退去が避けられない場合は、締約国はすべての物品および他の損害に対して、公平かつ公正な補償を提供または確実にしなければならない。
4. 小農と農村で働く人びとが追い立てられた場合は、締約国は以下の権利を含む再定住の権利を人びとに保証しなければならない。それには、アクセス可能性、手頃な価格、居住適性、所有の安定性、文化適性、立地適性などの適切な基準を満たす代替住居の権利、さらに健康・教育・水へのアクセスの権利など必要不可欠な権利が含まれる。

### 第二十五条 教育と研修の権利

1. 小農と農村で働く人びとは、教育と研修の権利を有する。小農と農村で働く人びとのための教育と研修プログラムは、人びとの経済環境、社会・文化的状況、必要とする実践を考慮したもので、人びとの歴史、知識、評価システムを取り入れたものでなければならない。プログラムは、小農と農村で働く人びととの協力によって開発・実施されなければならない。
2. 小農と農村で働く人びとは、自らが基盤とする特定のアグロエコロジカルな環境と、社会文化・経済環境に叶った適切な研修の権利を有する。研修プログラムでは、生産向上、マーケティング、虫害・病害・システム障害の対処、化学薬品の影響、気候変動および気象に関わる課題を取り扱うとともに、これらに限定せず研修プログラムで取り上げなければならない。
3. 小農と農村で働く人びとの子どもたちは、自らの文化と、人権に関わる諸条約および文書に含まれるすべての権利に従って、教育を受ける権利を有する。

4. 締約国は、小農と農村で働く人びとが直面する目前の緊急課題に、より適切に対応するため、例えば農業分野の学校、参加型の植物育種、植物および動物病院など、公平かつ参加型の農業者と科学者のパートナーシップを促進しなければならない。
5. 締約国は、農園での研修、市場情報、相談サービスを提供すべく、これに投資しなければならない。

#### 第二十六条 文化的権利と伝統的知識

1. 小農と農村で働く人びとは、妨害やいかなる形態の差別を受けず、自身の文化を享受し、文化の発展を自由に追求する権利を有する。さらに、生き方、生産手法や技術、慣習と伝統など、自身の伝統知識を維持、表現、管理、保護、発展させる権利を有する。何者も、文化の権利の行使により、国際法で保証された人権を侵害してはならず、人権の範囲を制限してはならない。
2. 小農と農村で働く人びとは、個人としても集団としても、人権の国際基準に従って、地元の慣習・言語・文化・宗教・文学・芸術を表現する権利を有する。
3. 締約国は、上述の人権の行使を尊重し、承認と保護の対策をとり、小農と農村で働く人びとの伝統的な知識・実践・技術に対する差別を撤廃しなければならない。

#### 第二十七条 国際連合と他の国際機関の責任

1. 国際連合、国際および地域金融機関を含む、他の政府間組織の専門機関、基金、プログラムは、とりわけ開発支援および協力の実施を通じて、本宣言条項の完全な履行に寄与しなければならない。小農と農村で働く人びとが、自らに影響を及ぼす事柄について参加を保障する財源を確保しなければならない。
2. 国際連合、専門機関、基金、プログラム、国際および地域金融機関を含む他の政府間組織は、本宣言の条項の尊重と、その完全な適用を促さなければならない。

\* \* \* \* \*

本翻訳は国際 NGO・GRAIN の協力を得て、下記の者が翻訳を担当しました。

2018年3月6日

根岸朋子・船田クラーセンさやか